

平成 2 8 年 度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 平成30年2月1日

監査の対象 TRC高砂 代表構成団体 株式会社図書館流通センター
(高砂市立図書館指定管理者)

第3 監査の範囲

平成28年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。なお、対象における施設の監査も併せて行った。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体の経営状況に関する資料（事業報告書、収支報告書等）について、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出等についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。

TRC高砂（代表構成団体：株式会社図書館流通センター、構成団体：神鋼不動産株式会社、神鋼不動産ビルマネジメントサービス株式会社）は、指定管理者として平成27年度から平成31年度までの5年間を基本協定による協定期間として、高砂市立図書館の管理及び運営を行っている（平成27年度から旧図書館の指定管理者となり、移転作業も含め平成28年2月14日からは新築移転した図書館の指定管理業務を実施）。平成28年度の年度協定書による指定管理料は104,793,000円であるが、予算執行残額として、このうち光熱水費から4,427,143円、修繕費から281,152円が返還されている。施設の維持修繕については、1件当たりの金額が50万円未満は、指定管理料の範囲内で行うこととし、1件50万円以上のものについては高砂市及び高砂市教育委員会と協議のうえ実施することとしている。

平成28年度の開館日数は、休館日である年末年始の6日間、館内整理日（毎月第1月曜日）及び特別整理期間の10日間を除き338日であり、開館時間は午前9時30分から午後8時までとなっている。本の貸出冊数は年間で624,827冊、

貸出人数は170,314人、入館者数は430,056人であり、新築移転の効果はあったと思われるが、同規模の他の図書館と比べて遜色のない実績とのことであり、今後も引き続き利用需要に応じた運営を実施されたい。

利用者からの意見・要望については利用者アンケートを実施するなど幅広く聴取されている。これらのアンケート結果等を参考に今後も利用者の要望・意見等について的確に対応されたい。

事業費は48,278,612円が支出されている。維持管理費は11,814,185円であり、法定点検を含む維持管理業務については、おおむね適正に処理されていた。施設管理業務（電気設備、消防設備、空調、エレベーター、自動ドア等）、清掃業務、植栽業務、警備業務については多少の変更はあるものの、年間計画どおり実施されていた。これらの業務については、構成団体である神鋼不動産株式会社、神鋼不動産ビルマネジメントサービス株式会社及び協力会社が行っている。

光熱水費については、初年度ということもあり予算の約5割程度の執行であった。今後も引き続き経費の縮減には努められたい。

図書館のサービス事業や行事も積極的に実施されており、ボランティア活動も受け入れられている。また、学校園、公民館と連携し、本の修理は図書館の本のみならず、学校図書室の汚破損本も修理しているとのことである。事業実施方針に掲げられている項目「地域を支える情報拠点」「市民に役立つ図書館」を中心に、子どもの読書活動を支援し、兵庫県立図書館や他市町の公立図書館との連携を行い、図書館サービスの向上を図られたい。

今後も基本理念である「文化を育み学びを支える図書館」を念頭に事業展開を行い、施設の適切な利用も含め利用者が過ごしやすい環境を整備され、多くの市民が来館されるよう鋭意工夫されたい。市民の文化教養の向上及び推進するために設置されたこの高砂市立図書館の事業についてさらに発展されるよう要望します。